

議案第 2 号

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の
一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 1 3 日提出

京都府後期高齢者医療広域連合長 上村 崇

提案理由

京都府指定職の期末手当等が改定されたことを受けて、常勤の副広域連合長の
期末手当について、引上げを行う必要があるので提案する。

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

京都府後期高齢者医療広域連合副広域連合長の給与及び旅費に関する条例(平成19年条例第31号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和7年6月1日から適用する。

